

平成 24 年度 文部科学省委託調査

スポーツ庁の在り方に関する調査研究
調査研究成果報告書

平成 25 年 3 月

WIP ジャパン株式会社

スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

本調査研究は、スポーツ庁の在り方の検討に資するため、海外各国のスポーツ担当省庁等における組織体制や資金の流れ等について、現地の担当者へのヒアリング等により具体的な情報収集、分析・研究を行うことを目的として実施したものである。

2. 事業の内容

スポーツ庁の在り方に関して具体的な検討を行っていくため、これまでの基礎的な調査研究から得た海外各国の調査内容を踏まえ、より詳細な現状の調査を行った。

調査にあたっては、組織体制や具体的な所掌範囲・業務内容・補助金の資金配分制度、学校体育との接続の課題等について詳細な情報を得るため、文献調査に加え、現地の行政官からのヒアリングを実施した。また、調査結果をもとに、各国におけるスポーツ担当省等の組織体制や補助金制度等がスポーツ政策の推進においてどれほど効果を上げているか、日本においてスポーツ庁を設置した場合に活用が可能かどうかについて、分析、考察を実施した。

3. 調査対象国の選定と調査内容の設計

本調査研究の調査対象6か国には、韓国、フランス、イギリス、カナダ、オーストラリアが仕様書に指定されており、その他1か国には弊社提案により、インドを選定した。

インドを採り上げた理由は、弊社が平成23年度に実施した文部科学省委託調査「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」においてもインドを調査しており、情報の連続性による効果を重視したこと、及びインドのスポーツ担当部局の位置づけが「庁」と捉え得ること、ならびに我が国では従来あまり紹介されていないインドの中央行政組織と行革の情報を併せて整理する格好の機会であると判断したこと、の3点である。

仕様書に要求された事項を項目整理するにあたり、以下の点に配慮した。

- 行政制度は政治制度と密接不可分であることから、はじめに国家統治の全体像について概説する。
- 行政機構や定員について理解するためには国家公務員制度についても一定の理解が必要なことから、公務員の種類と定員について概要を記述する。
- 国家行政組織改革は、行政改革において省庁の再編を目的とした取組の有無に着目し、頻繁に省庁再編が実施されている国についてはその仕組、背景について概説する。
- スポーツに関する独立行政法人等については、各国において特別法により設置されたもの、または国の行政事務の委任関係・執行状況に照らして我が国の独法の在り方に類似しているものについて採り上げ、必ずしも我が国の独法の概念と一致しない場合でも、スポーツ行政の執行業務に関与している公的団体について参考のため記述する。

4. 研究会の実施

本調査の分析・研究に関して、以下の専門家より指導・助言を受けるための研究会を設置し、平成24年10月25日、平成24年12月14日、平成25年3月22日の3回にわたって実施した。

| | | |
|-------|-----------------|-----|
| ・石井信輝 | 摂南大学法学部法律学科 | 准教授 |
| ・稲継裕昭 | 早稲田大学大学院公共経営研究科 | 教授 |
| ・外山公美 | 日本大学法学部公共政策学科 | 教授 |
| ・原田宗彦 | 早稲田大学スポーツ科学学術院 | 教授 |

5. 執筆編集方針

各国章の執筆編集は、一般読者にわかりやすい記述を心がけ、また専門家による後々の研究の用にも役立つものとするを旨とし、以下のように方針を統一している。

- ・脚注に出典及び関連情報等を記載し、情報の出所を明確に示すこと。
- ・組織名、法律名、制度等の固有名詞の日本語訳は先行研究を参考にしつつ、最適と考えられる訳語を選定、または独自の判断により創出し、かつ表記ルールを統一すること。
- ・外国語の表記は、後からウェブ検索等で検証や研究活用する際の作業を容易にするため、日本語訳と併記することを原則とすること。
- ・予算額など外国通貨による金額の日本円換算額は併記せず、読者の判断に委ねること。

なお、各国章の最初のページ脚注に、2012年平均の対円換算レートを記載している。

過去5年における年平均対円換算レートを以下に掲載するので、参考にされたい。

| 国（通貨コード） | 通貨単位 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 韓国（KRW） | 1,000 ウォン | 96.12 | 73.47 | 75.74 | 71.93 | 70.66 |
| フランス（EUR） | 1 ユーロ | 152.45 | 130.34 | 116.52 | 111.01 | 102.62 |
| イギリス（GBP） | 1 ポンド | 192.52 | 146.37 | 135.62 | 127.86 | 120.46 |
| カナダ（CAD） | 1 カナダドル | 97.87 | 82.22 | 85.17 | 80.64 | 79.81 |
| オーストラリア（AUD） | 1 豪ドル | 88.58 | 73.94 | 80.59 | 82.33 | 82.63 |
| インド（INR） | 1 ルピー | 2.38 | 1.91 | 1.91 | 1.69 | 1.48 |

本報告書の完成に至るまでご協力頂いた研究会の先生方、ならびに本調査研究事業全般にわたってご指導頂いたスポーツ・青少年企画課の担当官に、深く感謝申し上げます。

2013年3月

執筆編集責任者

WIPジャパン株式会社

シニアプロジェクトマネージャー 高瀬富康

【総目次】

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第1章 韓国 | 3 |
| 1. 国家行政組織..... | 3 |
| (1) 国家統治の概観 | 3 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 5 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 17 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 23 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 30 |
| (1) スポーツ担当省 | 30 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 62 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 80 |
| 3. 参考文献..... | 91 |
| 第2章 フランス | 95 |
| 1. 国家行政組織..... | 95 |
| (1) 国家統治の概観 | 95 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 101 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 106 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 111 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 117 |
| (1) スポーツ担当省 | 117 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 147 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 166 |
| 3. 参考文献..... | 187 |
| 第3章 イギリス | 191 |
| 1. 国家行政組織..... | 191 |
| (1) 国家統治の概観 | 191 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 197 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 209 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 224 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 228 |
| (1) スポーツ担当省 | 228 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 236 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 246 |
| 3. 参考文献..... | 250 |
| 第4章 オーストラリア | 255 |
| 1. 国家行政組織..... | 255 |
| (1) 国家統治の概観 | 255 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 257 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 265 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 270 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 272 |
| (1) スポーツ担当省 | 272 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 279 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 290 |
| 3. 参考文献..... | 293 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 第5章 カナダ | 297 |
| 1. 国家行政組織..... | 297 |
| (1) 国家統治の概観 | 297 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 301 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 316 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 318 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 321 |
| (1) スポーツ担当省 | 321 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 333 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 334 |
| 3. 参考文献 | 337 |
| 第6章 インド | 341 |
| 1. 国家行政組織..... | 341 |
| (1) 国家統治の概観 | 341 |
| (2) 国家行政組織の全体像 | 344 |
| (3) 国家行政組織改革..... | 355 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 | 363 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 | 365 |
| (1) スポーツ担当省 | 365 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 | 376 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 | 379 |
| 3. 参考文献 | 382 |
| 第7章 調査のまとめ..... | 385 |
| 1. 諸外国の国家行政組織 | 385 |
| (1) 概要 | 385 |
| (2) 各国における国家行政組織の整理 | 386 |
| 2. 諸外国のスポーツ担当省 | 388 |
| 3. 諸外国のスポーツに関する独立行政法人等 | 390 |
| (1) 概要 | 390 |
| (2) 各国におけるスポーツに関する独立行政法人等の整理 | 392 |
| 4. 諸外国のスポーツ振興くじ等の民間資金供給における役割..... | 393 |
| 5. 諸外国の国家行政組織改革..... | 394 |
| 6. 我が国のスポーツ庁の在り方の参考となる取組の整理..... | 395 |
| (1) スポーツ中央行政の人員と組織..... | 395 |
| (2) スポーツ中央行政の予算規模 | 396 |
| (3) スポーツ中央行政と外部の関係..... | 397 |
| 調査研究を振り返って ～ スポーツ庁の在り方に関する私見..... | 398 |